年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

高知国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成元年10月まで

私は、私の夫が、婚姻(平成元年10月)の頃に、市町村役場で、それまで未納となっていた国民年金保険料(約7万円から8万円)をまとめて遡って納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の夫は、申立期間の全部を納付したか否かについては、明確に 覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が婚姻の頃から居住を開始した市町村役場は、申立人の当該市町村への住民登録地の移動日から婚姻までの期間(平成元年 10 月 21 日から同年 10 月 27 日まで)において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫に対し、時効により納付することができない期限が先に到来する昭和 62 年度の過年度保険料の納付書を発行した可能性は十分考えられる旨を回答しており、申立人の夫の供述内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の夫は、納付したとする国民年金保険料について、拠出根拠を詳細かつ具体的に述べている上、保険料を納付したとされる市町村役場では、前述のとおり昭和 62 年度の過年度保険料の納付書を発行した可能性が十分考えられること、及び当該市町村役場の庁舎内に過年度保険料が収納できる金融機関が設置されていたことから判断すると、申立人の夫が、申立期間のうち、前述の過年度保険料の納付書発行時点(平成元年 10月)において過年度納付が可能であり、かつ当該時点で発行された納付書

により、昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

2 一方、前述の納付時点では、申立期間のうち、昭和62年8月は時効により納付できず、63年4月から平成元年3月までの期間は過年度納付によることとなるところ、前述のとおり、納付時点で発行された過年度保険料の納付書は昭和62年度に係るものと考えられる上、仮に、申立人の夫が当該期間の過年度保険料も納付したとする場合、その合計保険料(14万4,200円)は申立内容と大きく相違することからも、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を納付していなかったものと考えることが相当である。

また、申立期間のうち、平成元年4月から同年 10 月までの期間は現年度納付によることとなるところ、申立人の夫が国民年金保険料を納付したとされる市町村役場は、当該期間に係る現年度保険料の納付書は同年 11 月以降でなければ発行することができず、前述の住民登録地の移動日から婚姻までの期間(平成元年 10 月 21 日から同年 10 月 27 日まで)において当該市町村役場で納付することはできなかった旨を回答しており、遡及納付は1回しか行っていなかった旨を主張する申立人の夫の供述内容と合致しない。

さらに、申立人の夫が、申立期間のうち、昭和 62 年8月及び 63 年4月 から平成元年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和62年9月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

高知国民年金 事案 565

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から平成3年1月まで

② 平成3年3月

私は、私が 20 歳に到達した昭和 63 年*月頃、私の母親が市町村役場で 国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を金融機関で納付し てくれていたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていること に納得がいかない。

なお、私の母親は、未納となる期間が無いよう、基本的に1年間分の国 民年金保険料を前納により納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年5月8日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち昭和63年7月から平成元年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間①のうち同年4月から3年1月までの期間及び申立期間②は過年度納付によることとなるところ、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①及び②に係る保険料を納付していたとされる申立人の母親の主張(基本的に1年間分の国民年金保険料を前納により納付)と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等を見ると、平成5年1月の国民年金保険料(9,700円)が、厚生年金保険の被保険者資格の取得により、同年3月に時効直前の未納期間とされていた3年2月の保険料(8,400円)に充当されていることが確認でき、これらの記録に不合理な点は見当たらないことから判断すると、申立人の母親は、申立期間②直後の

同年4月から納付を開始したものと考えることが自然である。

さらに、申立人の母親は、国民年金の加入手続時期及び納付金額等について記憶が明確でなく、申立期間①及び②における国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。